

放置自動車撤去で改善！

撤去条例出来て道すっきり、消防車も入れるように改善

だいぶ前になりますが、ある市道の半分を放置自動車が占領していて、ほとんど片側車線しか通行出来ない場所がありました。放置はタイヤの空気が抜けている車などもあり、長期にわたるのは明白でした。放置1台あると、また1台増える、というありさまです。景観も悪いし無用心。「撤去してほしい」との市民要望を受けて道路管理者や警察にも直接お願いに行きました。しかし、なかなか「動かない」(車が)。第一箇所だけでなく、市内の他の場所も調査し「けっこう大変な状態・・・」と判明。

「どうしたもんじゃろなー」と悩んでいると「松原さん条例を作りますか」と市担当者との会話から発案。他都市に学んで「撤去条例を作らしましょう」となりました。熱心な担当者のおかげで難航した他機関との調整もクリア。問題場所は、現在、放置自動車は1台もありませんし、道に隣接していた空き地は其の後開発(土地価値を高め)され新築住宅が並んでいます。「出来ません」と言うのは簡単ですが、時間は掛かっても「出来るよう」に工夫する努力の実例となりました。

子どもさん高齢者の為にも、求められる横断歩道設置



図のA B C Dには横断歩道があり、A Dは信号もあります。A B間、B C間の近距離は明白。C D間は長距離ですから、Eに横断歩道を地域市民の要望がありました。近くに公園も在り高齢者や子どもさんの横断も多く、お母さんの心配の声でした。

「Eには設置出来ません」の回答の理由が「横断歩道の片端が駐車場に付くので車両の妨げになる」と。ですが、B Cも片端は駐車場です。A信号の隣とも言えるB横断歩道は大垣共立銀行支店の正面駐車場にへばり付いています。「新設置規定に変わりましたので出来ません」との事ですが、「新规定」なるものは現実的で実効性のある「規定」なのか? 「車両の妨げになる・・・」も如何かな?

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

環境部・熊本地震派遣 第3・4班出発 5月9・14日

既に岐阜市環境部の第3班は熊本市で5月9～14日活動中。14日（土）午前9時、環境部木田環境事務所で被災地へ向けて派遣部隊第4班の出発式が行なわれました。木田事務所職員をはじめ、部管理職の参加で第4班11名（職員5名、県清掃協同組合・県環境整備事業協同組合6名）の激励と見送りが行われました。

「現地の雨や、暑さも増し、被災者への支援が益々求められています。業務と同時に、安全第一に任務に当たるように」と部長の激励。熊本から支援要請があり、第6班・5月28日までの支援体制を準備中とのこと。地震から1ヶ月、避難者なお1万人。

熊本へ後班隊・市民病院派遣 5月3日出発

3日（火）午前8時半、市民病院から震災派遣隊後班の出発式が行われました。

「熊本は雨で、雨具の準備を忘れずに」と連絡が入っています。とのこと。岐阜市民病院の担当は最大震度の益城町だそうで、町に入ると風景が激変（倒壊家屋で）するとのこと。活動継続の為に、安全第一で業務に当たるように」と病院長の激励。

支援カンパ40万円決定 議会各派幹事長会議

既にいろいろな形でカンパ、支援活動が行なわれていますし、各議員も各方面へ支援活動資金を拠出されていることと思います。岐阜市議員団としては4月25日の各派幹事長会議で、全体として40万円のカンパ金を第一陣として熊本市へ送金する確認がされました。無所属クラブ（4名）は25日に拠出をしました。



松原のりかず
☎058-253-2500